

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書）**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般	4	本事業が景観に与える影響は非常に大きいため、そのことについては（影響を過小評価して公表することなく）広く一般に周知すること。また、理解を得るため、事業が環境保全に積極的に貢献するものであることを広報することが重要と考えます（もちろん建前ではなく、本当にそのような事業であることが必要ですが）。	景観への影響については、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の意見を踏まえて、適切に対応いたします。	岸本委員
2	全般	4	上記と関連して、本事業が環境保全に資するものを示す方策として、本事業関係者の環境保全活動（ウミガメの保全、外来種防除等）への積極的な参画などについても検討いただきたい。	環境保全活動を行っている団体にヒアリング等を行い、参画も含め検討してまいります。	岸本委員
3	全般	4	豊橋市は事業区域からの距離が袋井市と同程度ですが、豊橋市が関係公共団体になっておらず袋井市が関係公共団体となっている理由はあるのでしょうか。	事業実施想定区域として選定したエリアは確定したものではなく、現在のエリアは「再エネ海域利用法」に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」や「有望な区域」や「促進区域」でもありません。従いまして、配慮書では静岡県のみを対象として関係市を選定しました。今後、県や市が国に情報提供を上げた際には、エリアを広げる検討をする予定です。	今泉委員
4	全般	6、2、3	海底ケーブル敷設の可能性範囲が(6)ページの図に示されていますが、この敷設可能範囲と海底ケーブルの陸揚げ位置との関係を教えてください？海底ケーブルの敷設の可能性範囲と同じ範囲の陸側のどこかに陸揚げ位置があると考えて良いのでしょうか？ 実施計画の熟度が十分ではないために陸揚げ位置が決まっていないのは理解できますが、示されている可能性範囲には、すでに敷設を回避すべきまたは回避が望ましい場所が示されているので、事前に（現段階において）それらの範囲を除くなどの配慮を検討しておくべきではないでしょうか。例えば、(11)ページの港則法区域や、(13)ページの県立自然公園第2種特別地域、(14)ページの鳥獣保護区、(19)ページの藻場、(21)ページのゾーニングマップ など現段階で回避すべき場所はある程度想定されるのではないのでしょうか？。(23)ページには、海底ケーブルの配置や陸揚げ地点は現在検討中と記述されていますが、最低限ここには敷設や上陸できないなどの検討は可能ではないのでしょうか？	海底ケーブルについては、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて事業計画を検討していきます。	吉崎委員
5	全般	6、2、6	海底ケーブル敷設の可能性範囲における海底ケーブルの配置等は現在検討中とのことですが、24、25ページに風力発電機やその基礎構造が描かれているような場所を特定しない形式で結構ですので、配置されるケーブルの仕様や外観がわかるような図を示してください。	海底ケーブルに関しては、現時点ではお示しすることはできません。今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて検討していきます。	森下委員
6	全般	20	当該対象地域周辺航路をお示してください。	航路については、p20, p211に記載のとおり、船舶通行量で航路を推定しています。今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて検討していきます。	東委員

**静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
（(仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書）**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
7	全般	2 1	浜松市風力ゾーニング計画に基づいて図と表が作成されたと思われるが、エリア設定の定義が曖昧なので具体的に記載したほうがよい。特にCエリアはないとされるが、白地エリアとの区別がつかない。	図・表については「浜松市風力発電ゾーニング計画書」をそのまま転記し、図には事業実施想定区域のみを追加しています。なお、「計画書」にはCエリアは図示されていません。	齋藤委員
8	全般	2 1	当該対象地域、浜松市洋上風量発電ゾーニングマップBエリアには、沿岸域に近い漁業利用者が利用する複数エリアが存在します。建設計画と漁業との調整が極めて重要です。その調整を図り、建設計画立案を検討してください。	漁業者の理解なく事業を進めることは困難と考えておりますので、今後、国がこの海域での事業を進めると判断した場合には、その後行われる協議会で検討された結果を踏まえ、漁業者を含めた関係者等と協議をすすめていくことになるかと認識しています。	東委員
9	全般	2 2	浜松基地からの飛行ルートをお示してください。	浜松基地については、空域を記載していますが、飛行ルートについては防衛機密情報にあたるため公表されません。防衛省を含め、今後協議会で検討されるものと考えます。	東委員
10	全般	2 3	地上施設に関する記載がありません。設置をしないのでしょうか。地上施設を設置する場合は、位置、規模等について記載すべきだと考えられます。	地上施設は送配電施設なので、環境影響評価では扱いません。	今泉委員
11	全般	2 6	変電施設は配慮書の事業実施想定区域に設置するのだと思いますが、その周囲の環境に関する配慮も重要なのではないのでしょうか。事業実施区域の沿岸はほぼ全て鳥獣保護区・重要野鳥生息地・ウミガメ産卵地（天然記念物）・生物多様性保全の鍵になる重要な地域に指定されていて、また海鳥の重要生息地も含まれます。ケーブルや変電所の存在や設置工事による影響が懸念されます。	変電施設及び海底ケーブルについては、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて検討していきます。	岡田委員
12	全般	2 6、 2 7	(26)ー(27)ページの多くの個所で「検討中」という記述が多く、海上に約66機の風車が立つことぐらいしかわからず、付帯工事の場所、資機材の運搬ルートなど、当該地の環境に影響を及ぼす事業そのものを具体的に想定することができません。前述したように、熟度が低いからと言って影響が想定出来ないわけではなく、現時点において想定し得る環境影響は多々検討が可能であると考えますが、計画の熟度が低いとの理由により、検討した形跡を窺い知ることができません。もう少し具体的な検討結果の記述を求めます。	資機材については、主に基地港から運搬船により海上ルートで輸送するものと想定され、付帯工事としては航空灯の取り付け等が考えられます。工事計画ができ次第、調査計画を行う予定で、準備書以降にお示しできると思います。	吉崎委員
13	全般	2 8 9	工事の実施による環境影響を対象としない理由として、「環境影響の回避又は低減が可能である」ことが記載されていますが、何も決まっていない段階でどうしてそのような結論が得られるのでしょうか。	工事の影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、予測・評価の対象としておりませんが、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることにより、環境影響を回避又は低減が図れるものと考えております。	今泉委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
14	全般	289	(289)ページの最後の6行の表現は十分ではないと思います。これでは環境アセス配慮書において様々な視点から配慮を検討したことにならないのではないのでしょうか。全ては「熟度が低いために重大な環境影響については想定もしないし、配慮も必要ない」と事業者が考えていると解釈されても致し方ないように思えます。熟度が低いなりに検討できることは多々あるのではないのでしょうか。再検討をお願いしたい。	工事中の影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、予測・評価の対象としておりませんが、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることにより、環境影響を回避又は低減が図れるものと考えております。	吉崎委員
15	全般	290	台風15号の影響で天竜川から流出した流木が渥美半島沿岸域に漂着していることが報告されています。また、海岸の砂浜は天竜川から供給されています。事業想定区域に巨大な建造物が多数設置されることで流況がどのように変化するか他事例を基に影響を予測し、調査すべき環境要素に選定することを検討してください。また、流況が変化しその影響を受ける可能性のある渥美半島沿岸域の豊橋市や田原市は関係地方公共団体に含まれないのでしょうか。	流況については、ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、検討します。事業実施想定区域として選定したエリアは確定したものではありません。従いまして、配慮書では静岡県のみを対象として関係市を選定しました。今後、県や市が国に情報提供を上げた時には、エリアを広げる検討をする予定です。	横田委員
16	水質	290	水環境について配慮事項に選定されていません。また、選定しない理由も書かれていません。工事実施時の海底改変に伴い濁水が発生することが予想されます。また、工作物の存在時は、腐食による風車表面からの(有害?)物質の溶出、腐食対策としての塗料塗布時など水質に影響を与える可能性があるため、他事例を基に影響を予測し、調査すべき環境要素に選定することを検討してください。	工事中の影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行う予定です。塗料による影響については、ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、検討します。	横田委員
17	全般	290	計画段階配慮事項の選定において、環境省「風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」によれば、海域に生息する動物の「工事の実施(造成等の施工における一時的な影響)」「土地又は工作物の存在及び供用(施設の稼働)」を対象とするべきです。また、それ以外の動物に関しても、「工事の実施(造成等の施工における一時的な影響)」を配慮事項に選定すべきです。	工事中の影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行う予定です。	坂東委員
18	全般	291	水環境(水の濁り、底質)、海底地形、水中騒音を計画段階配慮事項として選定しなかった理由を記述してください。	工事中の影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行う予定です。	小泉委員
19	大気質	43	光化学オキシダント濃度(表3.1.1-14)が高いことが記載されています。風車の設置によって濃度が変わることが考えられるので、観測地点を個別に設置して多くのデータを取った方がいいと思います。	大気汚染については、今後方法書以降の手続きにおいて、必要に応じて現地調査及び予測評価を行う予定です。	斎藤委員
20	騒音及び超低周波音	290	今後の調査を進める中で、工事中と稼働中の光(明かり・影)と音(騒音・低周波音)が動植物に与える影響についても注意してください。	ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、調査手法を検討し、現地調査及び予測・評価を行う予定です。	岡田委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
21	水底の底質	290	一部が着床式であるにも関わらず、底質の攪乱などによる濁りなどの要因や工事による影響などが全く想定されていないように思えるのですが、いかがでしょうか。	工事中の影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行う予定です。	吉崎委員
22	地形及び地質	25	風力発電機の基礎構造について、着床式と浮体式のどの構造にするかは、海底地質に応じて決められるとされています。実際の海底地質調査は今後行われるとして、現時点での文献調査の段階として、以下のことにお答えください。 南海トラフ巨大地震が起きた際に海底の土地の安定性がどの程度保たれるのかを、文献等から推定してください。事業実施想定区域において、沿岸から水深200mまでの海底で地滑りなどが起こる可能性を調べてください。また、津波が発生する場合に海底の構造物が陸へ向けて遡上する可能性についても調べてください。必要があれば他の地域での事例を参照してください。	風力発電機の設計については、国の技術基準に沿って進められるもので、国内の基準は海外に比べて非常に厳しいとされており、ご指摘の点を踏まえ、今後検討していきます。	森下委員
23	地形及び地質	81	設置想定区域の地質はできるだけ詳細に調べることを希望します。	海底地質については、風力発電機設置の基本的な情報となるので、環境影響評価とは別に、詳細な調査を実施する予定です。	斎藤委員
24	動物(陸域)	21	ゾーニングマップにおいてBエリア(50メートル以浅)は離岸距離が5キロ以内となり、鳥類への影響を回避するためには望ましくありません。環境省「風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」を参照し、設置位置を検討してください。	事業実施想定区域として選定したエリアは確定したものではありません。ご指摘の点を踏まえ、今後、設置位置を検討してまいります。	坂東委員
25	動物(陸域)	28	ここに記載されたほかにも浜松市の山間部には複数の陸上風力発電事業が計画されており、鳥類の渡りの予測に関わるので記載してください。さらに、記載されているように遠州灘沿いの海岸線に沿って陸上風力発電事業が行われており、配慮書段階まで終了している遠州灘洋上風力発電事業計画も存在するため、鳥類の渡りについての累積的影響が懸念されます。十分な累積的影響評価が必要です。なお、磐田ウインドファーム事業では、当時の「風力発電施設建設に係るガイドライン」に基づき事後調査等が行われている可能性があるため、静岡県自然保護課(平成19年8月当時は静岡県自然保護室)に情報収集するとよいと思います。	鳥類については、今後も隣接他事業の情報収集に努めてまいります。方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行う中で、累積的影響についても検討します。	坂東委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
26	動物 (陸域)	8 4	「2006年 天竜川河口 鳥類の渡り調査報告 渡りルート上への巨大風車群増設計画の問題点を踏まえて」(遠州自然研究会『遠州の自然』No. 30)には、標識調査による渡りの鳥類調査の記録が掲載されています。	ご指摘の点を踏まえ、文献を追加します。今後方法書以降にデータ修正します。	坂東委員
27	動物 (陸域)	9 8	チュウヒ、オジロワシは風車への衝突が懸念されている種なので、センシティブティマップにおける注意喚起メッシュA3に該当している事業想定区域での調査を充分行ってください。	ご指摘の点を踏まえ、調査手法を検討し、今後方法書以降の手続きにおいて、チュウヒ、オジロワシについても注目し、現地調査及び予測評価を行う予定です。	坂東委員
28	動物 (陸域)	9 9	センシティブティマップにおける注意喚起メッシュに含まれるオオミズナギドリやカモメ類は、風力発電機の回転域を飛び衝突する可能性があるという調査データがあるので、希少種か否かにかかわらず十分な調査が必要です。	ご指摘の点を踏まえ、調査手法を検討し、今後方法書以降の手続きにおいて、オオミズナギドリやカモメ類についても注目し、現地調査及び予測評価を行う予定です。	坂東委員
29	動物 (陸域)	1 0 2 1 2 0	今回、文献その他の資料で確認された種については内陸部に生息する種がほとんどであり、今回の事業による影響を受けないと考えられる種が多い。一方で、海浜性の種、一部の湿地性の種については影響を受ける可能性が大きいものもある。実際の評価のためにはそうした種についての具体のリストアップが効率的と考えられる。陸上域の改変地域が決定していない現状では、具体的な位置の検討にはそのように絞り込まれた情報を利用して検討すべき。また、アセスメントの実施に当たっては、陸域の改変部分が決定した後、当該箇所にて、具体かつ詳細な現地調査が必要。(植物・生態系についても同様)	ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の意見を踏まえ、適切に対応いたします。	岸本委員
30	動物 (陸域)	1 1 1	中田島砂丘には絶滅危惧種のカワラハンミョウの静岡県唯一の生息地があり、陸域の改変地域の選定の際には配慮が必要。	貴重な情報をありがとうございます。ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の意見を踏まえ、適切に対応いたします。	岸本委員
31	動物 (陸域)	1 1 3	115、116、118、316、324、325、327、333、335、372の各ページでは、海鳥の重要生息地を「M I B A」と略称していますがなぜでしょうか。バードライフインターナショナルも日本野鳥の会も環境アセスメントデータベースも「マリーン I B A」を使っているので、訂正してください。	ご指摘のとおり、方法書以降で修正します。	坂東委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
32	動物 (陸域)	1 1 6	変電施設やヤード以外の陸域の大きな改変はないとしても、海岸線に沿って主に集団渡来地として鳥獣保護区が設定されており、「生物多様性保全の鍵となる重要な地域(KBA)」も重なります。また、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」が存在し、カモ類をはじめとして生息する鳥類が大変多い地域です。天竜川河口部や浜名湖と事業実施想定区域との鳥類の往来は、頻繁にあると推測されます。事業による重大な影響が懸念されるため、渡り鳥の利用状況も含め、その生態や飛翔高度等の調査を充分行ってください。	ご指摘の点を踏まえ、調査手法を検討し、今後方法書以降の手續きにおいて、現地調査及び予測評価を行う予定です。	坂東委員
33	動物 (陸域)	1 1 6	8-1の重要湿地について、マップに記載してください。	ご指摘の点を踏まえ、調査手法を検討し、今後方法書以降の手續きにおいて、現地調査及び予測評価を行う予定です。	坂東委員
34	動物 (陸域)	2 9 0	アカウミガメの上陸や産卵に及ぼす要因として、海浜の微地形や砂浜の植生の有無、飛砂の堆積状況など多くの要因が考えられます。しかし本配慮書には、砂浜の微地形や海浜植生、砂浜生態系に関する影響についての記載がほとんどなく、アカウミガメの上陸とケーブル敷設の影響、子亀への影響、上陸への影響などへの配慮がなされていないように思えます。この点についても再検討を願いたい。	アカウミガメ等の海域に生息する動物については、ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手續きにおいて、現地調査及び予測・評価を行う予定です。海底ケーブルについては、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて事業計画を検討していきます。	吉崎委員
35	植物 (海域)	3 5 6	(356)ページには、コアマモに対する改変の影響はないと予測されています。これは、海底ケーブルがこの場所では敷設されない、ここから上陸することが無いのが前提であり、本配慮書に記述されているように、熟度が低くてどこにケーブルが敷設されるのかが不明、上陸場所が不明という前提から得られる結論とは異なると考えます。どうして現時点で「重大な影響の回避または低減が図られていると評価できるのか？」再検討のうえ、あらためてのご説明をお願いしたい。	海底ケーブルについては、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて事業計画を検討していきます。その中でコアマモなど海域の植物への影響が想定された場合には、現地調査及び予測・評価を行う予定です。	吉崎委員
36	動物 (陸域)	3 2 5	県内に複数あった希少種のコアジサシの繁殖地はさまざまな要因で利用されなくなり、近年は西部地域が県内有数の繁殖地です。海鳥コロニーデータベースだけではデータが古く、舞阪町海岸で保護活動をしている浜松市環境政策課や調査を続けている地元の自然保護団体への情報収集を行い、方法書に記載してください。	ご指摘の点を踏まえ、情報収集を図り、調査手法については、専門家の意見を含め、調査計画を検討する予定です。	坂東委員
37	動物 (陸域)	3 3 4	空域を利用する重要な種への影響予測について、IBA選定鳥のカモ類の予測も含めてほしい。「海洋、海岸等の海域を主な生息環境や渡りのルートとする重要な種」への影響としては、バードストライクや移動経路の阻害だけでなく、餌場である生息地喪失の可能性も考えられます。	ご指摘の点を踏まえ、IBA選定種鳥のカモ類が漏れないよう、調査手法を検討し、今後方法書以降の手續きにおいて、現地調査及び予測評価を行う予定です。	坂東委員
38	動物 (陸域)	3 3 5	鳥類の生息状況を把握する現地調査では、特に調査が難しい海鳥に関して、調査手法等について専門家の意見を求めた上で実施してください。	ご指摘の点を踏まえ、海鳥の調査手法については、専門家等の意見を含め、調査計画を検討する予定です。	坂東委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
39	動物 (陸域)	3 3 5	(1)評価手法にはコウモリ類及び鳥類とあるのに、評価結果では「種」という言葉に置き換えられているのはなぜですか。コウモリ類と鳥類それぞれの評価を記載してください。マリンIBAについては指標としてコアジサシが選定されているので、採餌海域に施設が存在、稼働することでのバードストライクと障壁影響による生息地放棄の可能性があると評価されます。	ご指摘の点を踏まえ、コウモリ類と鳥類を書き分け、コアジサシの影響についても記載するよう、方法書以降で修正します。	坂東委員
40	動物 (陸域)	3 7 2	第4. 4-1表(1)の動物(陸域)で、「鳥類」という主語がないため、大変わかりにくい内容になっています。マリンIBAに選定されている種は夏鳥のコアジサシです。マリンIBAとIBAはどちらも事業による重大な環境影響が考えられる生息地の基準であるので、整理したうえで書き加えるべきです。	ご指摘の点を踏まえ、コウモリ類と鳥類を書き分け、IBA選定種のコアジサシ等及びマリンIBA選定種のコアジサシを踏まえた上で、方法書以降で修正します。	坂東委員
41	動物 (海域)	1 5 4	事業実施想定区域には生物多様性の観点から重要度の高い海域が含まれます。事業実施想定区域の沿岸域は全て生物多様性の観点から重要度の高い海域(沿岸域)であることから、特に慎重に調査を行ってください。	海域に生息する動物については、ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、慎重に現地調査を行う予定です。	岡田委員
42	動物 (海域)	1 8 6	海面漁業について市単位で調査されているが、海域が重要である。この海域での漁業の実態だけでなく、海域を回遊経路としている漁獲対象種がどの程度あるのかなどを調査する必要がある。	漁業影響評価については、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて検討していきます。	秋山委員
43	動物 (海域)	3 3 8	アカウミガメの産卵場が本事業地域内にあるか調査の必要あり。	ウミガメへの影響については、専門家や保護団体等からの聞き取りを行い、その内容を踏まえて調査手法を検討し、今後方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行う予定です。	秋山委員
44	動物 (海域)	3 5 0	影響の予測結果で、全ての項目に重大な影響は限られた範囲であると考えられるとあるが、この根拠を示す必要がある。	海域に生息する動物への影響については、事業実施想定区域の面積に比べて、改変面積が小さいことから、影響は限られた範囲であるとしています。なお、海生動物への影響は認識しておりますので、今後方法書以降の手続きにおいて、調査手法を検討し、調査及び予測・評価を行う予定です。	秋山委員
45	動物 (海域)	3 5 1	日本鯨類研究所の鯨類ストランディングデータベース(2010～2015年度)では当該区域及び周辺区域でのスナメリの座礁・漂着・漂流・迷入・定置網混獲の記録はありませんでしたが、小川ほか(2017)(※)は「伊勢湾・三河湾のスナメリは秋季から冬季にかけ遠州灘へ季節的に分布を拡大している可能性がある」と述べており、注意が必要です。 (※)小川ほか(2017)伊勢湾・三河湾におけるスナメリの個体数と分布. 水産海洋研究, 81(1):29-35	海域に生息する動物については、ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測・評価を行う予定です。情報ありがとうございます。参考にします。	小泉委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
46	植物 (陸域)	3 3 5	バードストライク、バットストライクを回避するための対策としてはどのようなものを考えているのですか。既存の風力発電所において取られている対策で効果があるものを本事業でも利用可能ですか。	バードストライク、バットストライクへの対策の事例としては、風力発電機の配置の見直し、鳥類の視認性を高めるデザイン等があり、海外の事例も踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測の結果を踏まえ、必要に応じ適切な環境保全対策を検討します。	岡田委員
47	生態系	5 2	藻場や藻場に生息する遊泳動物、底生生物や底質や水質などやアカウミガメの上陸は浅海部の海底地形や沿岸流と無関係ではないと思われます。配慮書には沿岸流の状況と沖合の海流との関係などの情報を見つけることができませんでした。(52)ページに流況が示されていますが、十分ではないと思います。沿岸流の資料についての探索を希望します。海底ケーブル敷設可能範囲(浅海の海域部分)とその陸域部分について、もっとしっかりとした自然的状況についての記述が必要であると考えます。	沿岸流については、p52に示す情報しかありませんでした。ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、専門家等にヒアリングを行い、沿岸流についても検討していきます。海底ケーブルについては、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて事業計画を検討していきます。	吉崎委員
48	生態系	5 2	上記と同じ理由で、本配慮書にはテトラポットや離岸堤や漁港、河口位置などの詳細情報が不足していると感じます。	沿岸流については、ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、沿岸流についても検討し、測量を実施するとともに、周辺施設の情報も調査していきます。	吉崎委員
49	生態系	7 9 、 1 1 3 、 2 9 0 、 2 9 1	海底ケーブルの敷設可能性範囲の陸側はアカウミガメの産卵地であり、海浜生態系が成立している砂浜でもあります。(79)ページにあるように、遠州灘海岸の砂浜や中田島付近の砂丘や風紋、海岸地形は当地において重要な地形及び地質に選定されています。しかし(290)ページの計画段階配慮事項の選定では「重要な地形や地質」は選定されておらず、(291)ページには、「事業実施区域には陸域は含まれず、重要な地形及び地質は存在しないことから、重大な環境影響のおそれのある環境要素として選定しない、」とされており、矛盾がありますので再検討をお願いしたい。更に、(113)ページにあるように、「浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地」、「遠州灘鳥獣保護区」など生物多様性保全の鍵となる重要な地域として認識しているにもかかわらず、更に砂浜生態系はアカウミガメにとっても他の生息する動物を含めて重要な場所であるにも関わらず、「生態系」は配慮事項として選定されていないのはどのような理由でしょうか。この点についてつも再検討をお願いしたい。	海底ケーブルについては、今後行われる協議会で検討されるものと考えますので、その情報を踏まえて事業計画を検討していきます。従いまして、配慮書段階では予測評価の項目として選定しておりません。方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測評価を行う予定です。	吉崎委員
50	生態系	1 6 1 、 1 6 7	アセスメントの実施に当たっては、陸域の改変部分が決定した後、当該箇所にて、具体かつ詳細な現地調査が必要という前述のコメントと関連し、特に植生自然度10の砂丘植生には十分な配慮が必要で、実際の陸域の改変区域が決まった後のアセスメントの現地調査でも砂丘植生がある場所では、単なる植物相としてではなく、生態系としての植生について評価が必要。	ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、専門家等の意見を踏まえ、適切に対応いたします。	岸本委員
51	生態系	1 6 8 、 1 6 9	海域の生態系について、この地域は浜名湖と連続する海域であることから栄養塩の豊富な場所である。さらに、遠州灘であることから物質循環をフラックスなどシミュレーションする必要があると考えられる。栄養塩やクロロフィルなどの季節的变化や、この海域周辺の海流や潮流と浜名湖との関連についても調べる必要がある。	潮流や海流等への影響については、今後方法書以降の手続きにおいて、必要に応じて現地調査及び予測評価を行う予定です。	秋山委員

静岡県環境影響評価審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)浜松市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
52	生態系	168、169	海底地形によっては、沿岸州などができ、重要なナリーエリアとなっている可能性もある。従って、砂浜の形態について調査する必要がある。沿岸州などが形成される場所であれば生態系では重要な場所となる。	沿岸州については、ご指摘の点を踏まえ、今後方法書以降の手續きにおいて、調査手法を検討し、必要に応じて調査及び予測・評価を行う予定です。	秋山委員
53	景観	4、172	眺望点として豊橋市内の施設も記載されています。関係地方公共団体に含まれないのでしょうか。	眺望点については、図郭内に含まれるものを示しています。事業実施想定区域として選定したエリアは確定したものではなく、現在「再エネ海域利用法」に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」や「有望な区域」や「促進区域」ではありません。従いまして、配慮書では静岡県のみを対象として関係市を選定しました。今後、県や市が国に情報提供を上げた時には、エリアを広げる検討をする予定です。	横田委員
54	景観	172	現地視察時では、眺望地点からのCGによるシミュレーション作成頂き参考になりました。洋上に巨大風車の建設は風景を改変することが予測されます。景観の観点から、今後の立地により、圧迫感、複数風車が塊となって見えるなどの煩雑感がない建設計画の検討をお願いします。また、この地域は、水平線に落ちる夕日が景観資源であり、時間変化における景観変化シミュレーションの作成をお願いします。	景観影響については、調査手法を検討し、方法書以降の手續きにおいて、現地調査及び予測評価を行い、景観と調和したものとなるよう検討し、フォトモンタージュを示す予定です。	東委員
55	景観	172	主要眺望地点一覧に眺望地点の概要と共に地点からの距離、方位、俯角を記載下さい。	各眺望点からの距離および視野角はp365で記載しておりますが、方位については今後方法書以降で修正します。	東委員
56	景観	172	自然景観資源の21大浜砂丘、22大須賀砂丘、23遠州灘砂丘、24中田島砂丘等は自然が創り出す風紋は、吹く風の強さ、方向により異なります。自然現象が生み出す自然の芸術作品への影響、変化を調査下さい。	砂丘の景観については、方法書以降の手續きにおいて、景観審議会や専門家ヒアリング等の意見を踏まえ、調査手法を検討し、調査及び予測・評価を行う予定です。	東委員
57	人と自然との触れ合いの活動の場	172	人と触れ合いの活動が盛んにおこなわれ、特に自然環境条件を活かしたサーフィン他のエリアです。丁寧な利用者調査を行って下さい。	ご指摘の点を踏まえ、調査手法については、専門家等の意見を含め、調査計画を検討する予定です。	東委員